

省

令

○厚生労働省令第八十六号

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月八日

厚生労働大臣 田村 憲久

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（乳児院の長の資格等）</p> <p><b>第二十二條の二</b> 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。第二十七條の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八條第二項第一号、第四十三條第一号、第八十二條第三号、第九十四条及び第九十六条を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ 法第十二條の三第二項第六号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第十三條第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p>	<p>（乳児院の長の資格等）</p> <p><b>第二十二條の二</b> 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。第二十七條の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八條第二項第一号、第四十三條第一号、第八十二條第三号、第九十四条及び第九十六条を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ 法第十二條の三第二項第六号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間</p>

□ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ハ（略）

2（略）

（母子生活支援施設の長の資格等）

**第二十七條の二** 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一～三 （略）

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ハ（略）

2（略）

（児童養護施設の長の資格等）

**第四十二條の二** 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一～三 （略）

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ（略）

2（略）

□ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ（略）

2（略）

（母子生活支援施設の長の資格等）

**第二十七條の二** 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一～三 （略）

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ（略）

2（略）

（児童養護施設の長の資格等）

**第四十二條の二** 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一～三 （略）

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ（略）

2（略）

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同  
等以上の能力を有すると認める者であつ  
て、次に掲げる期間の合計が三年以上で  
あるもの又は厚生労働大臣が指定する講  
習会の課程を修了したもの  
イ 児童福祉司となる資格を有する者に  
あつては、相談援助業務(国、都道府  
県又は市町村の内部組織における相談  
援助業務を含む。)に従事した期間

二 (略)

ハ (略)

二 (略)

一 〇 社会福祉主事となる資格を有する者  
にあつては、相談援助業務に従事した  
期間

ハ (略)

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同  
等以上の能力を有すると認める者であつ  
て、次に掲げる期間の合計が三年以上で  
あるもの又は厚生労働大臣が指定する講  
習会の課程を修了したもの  
イ 児童福祉司となる資格を有する者に  
あつては、児童福祉事業(国、都道府  
県又は市町村の内部組織における児童  
福祉に関する事務を含む。)に従事した  
期間

二 (略)

ハ (略)

二 (略)

一 〇 社会福祉主事となる資格を有する者  
にあつては、社会福祉事業に従事した  
期間

ハ (略)

(業務の質の評価等)  
第七十六条の二 児童心理治療施設は、自ら  
その行う法第四十三条の二に規定する業務  
の質の評価を行うとともに、定期的に外部  
の者による評価を受けて、それらの結果を  
公表し、常にその改善を図らなければならない。  
(児童自立支援施設の長の資格等)  
第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の  
各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働  
省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一  
号)第六百二十二条に規定する人材育成セ  
ンターが行う児童自立支援施設の運営に関  
し必要な知識を習得させるための研修又は  
これに相当する研修を受けた者であつて、  
人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施  
設を適切に運営する能力を有するものでな  
ければならない。  
一 〇 三 (略)  
四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同  
等以上の能力を有すると認める者であつ  
て、次に掲げる期間の合計が五年以上(人  
材育成センターが行う講習課程を修了し  
た者にあつては、三年以上)であるもの  
イ 児童福祉司となる資格を有する者に  
あつては、相談援助業務(国、都道府  
県又は市町村の内部組織における相談  
援助業務を含む。)に従事した期間

二 (略)

ハ (略)

二 (略)

一 〇 社会福祉主事となる資格を有する者  
にあつては、相談援助業務に従事した  
期間

ハ (略)

附則  
(高等学校、大学の意味)  
第九十条 (略)

二 第二十一条第四項、第二十七条第三項、  
第三十八条第二項第六号イ、第四十二条第  
四項、第四十三条第四号、第七十三条第三  
項、第八十条第四項及び第八十二条第四号  
にいう大学は、大学令の規定による大学を  
含むものとする。

(業務の質の評価等)  
第七十六条の二 児童心理治療施設は、自ら  
その行う法第四十三条の五に規定する業務  
の質の評価を行うとともに、定期的に外部  
の者による評価を受けて、それらの結果を  
公表し、常にその改善を図らなければならない。  
(児童自立支援施設の長の資格等)  
第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の  
各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働  
省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一  
号)第六百二十二条に規定する人材育成セ  
ンターが行う児童自立支援施設の運営に関  
し必要な知識を習得させるための研修又は  
これに相当する研修を受けた者であつて、  
人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施  
設を適切に運営する能力を有するものでな  
ければならない。  
一 〇 三 (略)  
四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同  
等以上の能力を有すると認める者であつ  
て、次に掲げる期間の合計が五年以上(人  
材育成センターが行う講習課程を修了し  
た者にあつては、三年以上)であるもの  
イ 児童福祉司となる資格を有する者に  
あつては、児童福祉事業(国、都道府  
県又は市町村の内部組織における児童  
福祉に関する事務を含む。)に従事した  
期間

二 (略)

ハ (略)

二 (略)

一 〇 社会福祉主事となる資格を有する者  
にあつては、社会福祉事業に従事した  
期間

ハ (略)

附則  
(高等学校、大学の意味)  
第九十条 (略)

二 第二十一条第四項、第二十七条第三項、  
第三十八条第二項第六号イ、第四十二条第  
四項、第四十三条第四号、第七十五条第三  
項、第八十条第四項及び第八十二条第四号  
にいう大学は、大学令の規定による大学を  
含むものとする。

附則

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長(以下この項において「乳児院等の長」という。)として勤務している者については、この省令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

○経済産業省令第四十号

鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第五条及び第八条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年四月八日

経済産業大臣 梶山 弘志

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令  
鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(粉じんの処理)</p> <p><b>第十条</b> 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具であつて、作業環境に応じた有効な防じん性能を有するものを着用させること。</p> <p>イ 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づき日本産業規格(以下単に「日本産業規格」という。)T八五一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん性能を有する呼吸用保護具</p> <p>ロ 日本産業規格T八一五七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん性能を有する呼吸用保護具</p> <p>三十一 [略]</p>	<p>(粉じんの処理)</p> <p><b>第十条</b> 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具を着用させること。</p> <p>イ 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づき日本産業規格(以下単に「日本産業規格」という。)T八五一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん性能を有する呼吸用保護具</p> <p>ロ 日本産業規格T八一五七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん性能を有する呼吸用保護具</p> <p>三十一 [略]</p>

備考 表中の「」は注記である。

附則

この省令は、令和三年五月一日から施行する。

告示

○国家公安委員会告示第十四号

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令(令和三年内閣府令第二十八号)の規定に基づき、同令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を次のように定める。  
令和三年四月八日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
- イ 長さ 百四十七センチメートル
- ロ 幅 八十七センチメートル
- ハ 高さ 百四十七センチメートル
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
- イ 原動機として、電動機を用いること。
- ロ 十五キロメートル毎時を超える速度を出ることができないこと。
- ハ 運転者席は、立席であること。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件(令和二年国家公安委員会告示第四十三号)は、廃止する。

○国土交通省告示第三百四十六号

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。  
令和三年四月八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 群馬県内匠地すべり防止区域  
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

群馬県富岡市

- 内匠 六四〇番 一号
- 七九〇番二 二号
- 一〇五〇番 三号
- 一一九六番一 四号
- 一一三三番五 五号
- 一一三〇番四 六号
- 九六〇番三 七号

○国土交通省告示第三百四十七号

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。  
令和三年四月八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 新潟県細入地すべり防止区域(追加)  
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を昭和六十二年農林水産省告示第三百五十七号で指定した新潟県木棚地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱五号と六号を平成十六年農林水産省告示第六十三号で指定した新潟県片町下地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と六号を平成八年建設省告示第二百六十四号で指定した新潟県細入地すべり防止区域及び昭和三十三年農林省告示第九十九号で指定した新潟県片町地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
- 新潟県上越市牧区片町  
字加度 四七五番四 一号  
字龍賀窪 三七二番 二号  
三六四番 三号  
三五八番 四号  
三三二番 五号  
二六七番三 六号
- 字川窪 二六七番三 六号

○国土交通省告示第三百四十八号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。  
令和三年四月八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
上ノ山川
- (二) 砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域